令和７年度厚木市斎場残骨灰売払業務（単価契約）仕様書

１　残骨灰売払の概要

厚木市（以下「発注者」という。）では、御遺体の火葬後において残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を資源化するため、買受者（以下「受注者」という。）は、厚木市斎場から発生する残骨灰を回収し、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」等の必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、発注者にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を発注者に支払うものとする。

２　売払物件及び予定数量

（1） 売払物件　　令和７年度中に厚木市斎場から発生する残骨灰

（2） 予定数量　　火葬件数　２，９７２ 件（ただし、12歳以上の火葬件数のみ）

重 量 約　５.５ トン

　ただし、火葬件数に応じて変動する。

３　契約方法

　　単価契約（単位　円／件）

４　契約期間

　　令和７年６月１日から令和８年３月31日まで（10か月間）

５　残骨灰保管場所及び引渡場所

（1） 所在地　　厚木市下古沢５４８番地

（2） 名　称　　厚木市斎場

６　火葬炉の形式等

（1） 火葬炉の形式　　６炉（富士建設工業㈱製）

主燃焼炉　直上再燃焼炉付台車式寝棺炉（前室付）

　　　　　　　　　　　再燃焼炉　直燃焼式主燃焼炉直上型

（2） 集塵装置　　　　バグフィルター式（１炉１系列）

（3） 標準重量　　　　棺重量 平均95㎏（遺体70㎏、棺20㎏、副葬品５㎏）

　　　　　　　　　　　最大棺サイズ 長さ2,100㎜×幅650㎜×高さ600㎜とする。

７　売払物件の処理等

（1） 売払物件の分別

　　　受注者は、売払物件について、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」等の必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。

（2） 「残骨」の埋葬

　　　受注者は、「残骨」について、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に則り、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、神奈川県内及び周辺地域の墓地又は納骨堂とし、受注者の責任の下に確保するものとする。

（3） 「資源物」の処理

受注者は、「資源物」について、適正に再資源化するものとする。

（4） 「廃棄物」の処理

　　　受注者は、「廃棄物」について、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年厚生省衛企第17号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

８　売払金の納入

売払契約締結後、発注者は、毎月次の納入金額を受注者に請求するものとし、受注者は、請求書を受領した日から発注者が定めた納期限（以下、「支払期限」という。）までに、納入するものとする。

納入金額（１円未満切捨て）＝当月の大人火葬実績件数×契約単価（税込）

９　受渡物件の引渡し

（1） 引渡日時

ア　原則として、２か月に１回行うものとする。ただし、必要により発注者及び受注者協議の上変更することができる。

イ　引渡日時は、斎場職員と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

（2） 引渡方法

　　ア　受注者は、契約期間中、残骨灰保管場所に空のドラム缶（斎場設備に適合するサイズのもの）を10本程度配置するものとする。

イ　発注者は、発生した残骨灰を順次上記ドラム缶に保管するものとする。なお、火葬件数によりドラム缶が不足した場合には協議の上、受注者がドラム缶を用意するものとする。

　　ウ　受注者は、斎場職員の立会いの下、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換することで引渡しを受けるものとする。（ただし、最終回は交換不要とする。）

　　エ　運搬車両は、引渡場所まで侵入可能なものとする。

　　オ　受注者は、運搬時における残骨灰の飛散防止対策を講じること。

（3） 引渡しの確認については、引渡しの際、受注者は「残骨灰受領数量を確認した書面」（様式任意）を甲に提出するものとする。

10　売払物件の引渡開始日の７日前までに提出する書類

（1） 責任者及び作業従事者の名簿、使用車両等の届出（様式任意）

（2） 売払物件の分別、再資源化を行う施設及び工程の概要（様式任意）

（3） 本契約に係る残骨を埋葬する墓地又は納骨堂の概要、受注者が同墓地等に埋葬することができる書面（契約書、協定書、永代供養を証する書面等）の写し

11　売払物件の処理報告

受注者は、「売払物件処理報告書」（様式第１号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、引渡しを受けた回ごとに甲に提出するものとする。なお、その際には、売払物件の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

また、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告するものとする。

12　調査等

　　発注者は、必要に応じ、契約に定める履行状況について調査することができるものとする。

13　引渡諸経費

　売払物件の引渡しに係る諸経費は、受注者の負担とする。

14　責任事項

売払物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む。）が生じたときは、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者の責任とする。

15　機密保持

　　受注者は、この契約に関連して、業務上知りえた機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、甲の文書による許諾を得なければならない。

16　譲渡の禁止等

受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

17　契約の解除及び違約金

契約の解除及び違約金については、厚木市契約規則（平成14年規則33号）の規定によるものとする。

18　その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議するものとする。

事務担当

厚木市斎場

厚木市市民福祉部市民課斎場管理係　電話（046）２８１‐８５９５（直通）

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

（宛先）厚木市長

所 在 地

名　　称

代表者名

売払物件処理報告書

第　　回受領分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　　 別 | 分別後の数量 | 備　　 考 |
| １　残　骨 | ㎏ |  |
| ２　資源物（金） | ㎏ |  |
| ３　資源物（銀） | ㎏ |  |
| ４　資源物（プラチナ） | ㎏ |  |
| ５　資源物（パラジウム） | ㎏ |  |
| ６　資源物（アルミニウム） | ㎏ |  |
| ７　資源物（鉄） | ㎏ |  |
| ８　資源物（貴金属合金） | ㎏ |  |
| ９　資源物（その他非鉄） | ㎏ |  |
| 10　その他資源物（名称） | ㎏  　　　　　　　　　　　㎏  　　　　　　　　　　　㎏ |  |
| 11　廃棄物 | ㎏ |  |
| 合　　 計 | ㎏ |  |